

4. (2)③ iii) 国内の人的基盤の総合的強化、国民的な理解の増進

年度	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)	平成 36年度 (2024年度)	平成 37年度 以降
39 国内の人的基盤の強化	人的基盤強化の検討 [内閣府、文部科学省、経済産業省] 技術・政策等に関する宇宙専門人材の育成・確保方策 海外人材の受入れ・国内人材の海外派遣による人的交流・ネットワーク強化方策 キャリアパスのあり方		必要な措置の実施 [内閣府、文部科学省、経済産業省] （早期に結論を得て、必要な措置を講じるとともに、国内の人的基盤の強化について、継続的に検討）								
	大学等における宇宙理学・工学等の研究の充実[文部科学省]										
	研究開発プロジェクトでの組織を越えた人材交流の促進[文部科学省]										
	(参考)宇宙産業ビジョン [内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省等] 中間整理 取りまとめ 施策の具体化、個別施策への反映、実施 (参考)スペースニューエコノミー創造ネットワーク(S-NET)による新事業・新サービス創出の推進 [内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、文部科学省等] 準備・立ち上げ										

39 国内の人的基盤の強化

成果目標

【基盤】宇宙産業・科学技術の基盤の維持・強化に資するため、人的基盤を総合的に強化する。

平成28年度末までの達成状況・実績

- 海外人材の受け入れや国内人材の海外派遣による人的交流・ネットワーク強化を図るとともに、クロスアポイント制度の整備等の新たな制度の整備を行うなどの取組を進めた。
- 宇宙ビジネスに関して、内外の様々な関係者が参加するカンファレンスを開催することにより、意識啓発、人的交流の推進等を図った。

平成29年度以降の取組

- 宇宙分野に関する専門知識に長けた人材の育成・確保のための方策や、海外人材の受入れや国内人材の海外派遣による人的交流・ネットワーク強化及びキャリアパスの在り方について検討を行い、必要な施策を講じるとともに、他分野の取組も参考にしつつ、人的基盤の総合的強化に継続的に取り組む。

4. (2)③ iii)国内の人的基盤の総合的強化、国民的な理解の増進

年度	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)	平成 36年度 (2024年度)	平成 37年度 以降
40 国民的な理解の増進	国民的関心を高め、次世代を担う人材のすそ野拡大のための取組 [文部科学省] 〔小中学校等における体験型の教育機会の提供等。特に日本人宇宙飛行士の活躍の価値を活かした各種の取組の推進 等〕										

40 国民的な理解の増進

成果目標

【基盤】宇宙に関する国民的関心を高め、次世代を担う人材のすそ野拡大に幅広く貢献する。

平成28年度末までの達成状況・実績

■日本人宇宙飛行士のISS長期滞在等の機会を活用し、ライブ交信イベントやwebを活用したタイムリーな情報発信を行うとともに、宇宙教育活動として年代に応じた体系的なカリキュラムの構築を行うなど効果的な理解増進に努めた。

■H3ロケットやイプシロンロケットの開発状況などを積極的に説明するとともに、打上げの前には衛星機体公開を実施するなど、メディアを通じた国民への情報発信にも努めた。

平成29年度以降の取組

■JAXAと関係機関、民間企業との連携を促進し、より効率的かつ効果的に宇宙に関する国民的関心の向上に取り組む。

4. (2)③ iv) 法制度整備等

年度	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)	平成 36年度 (2024年度)	平成 37年度 以降
41 宇宙活動法	宇宙活動 法案 の検討 [内閣府、 外務省、 文部科学省、 経済産業省] 基準 整備 ▲ 法律 成立 申請 受付 開始 施行 見直し 施行の状況につ いて検討を加え る										
	宇宙産業ビジョン [内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省等] 中間 整理 取りまとめ 施策の具体化、個別施策への反映、実施										

41 宇宙活動法

成果目標

【基盤】(安保・民生)平成28年の通常国会への提出を目指し、宇宙諸条約上の義務の履行を確実にするとともに民間事業者による宇宙活動を支える等のための宇宙活動法案を作成する。

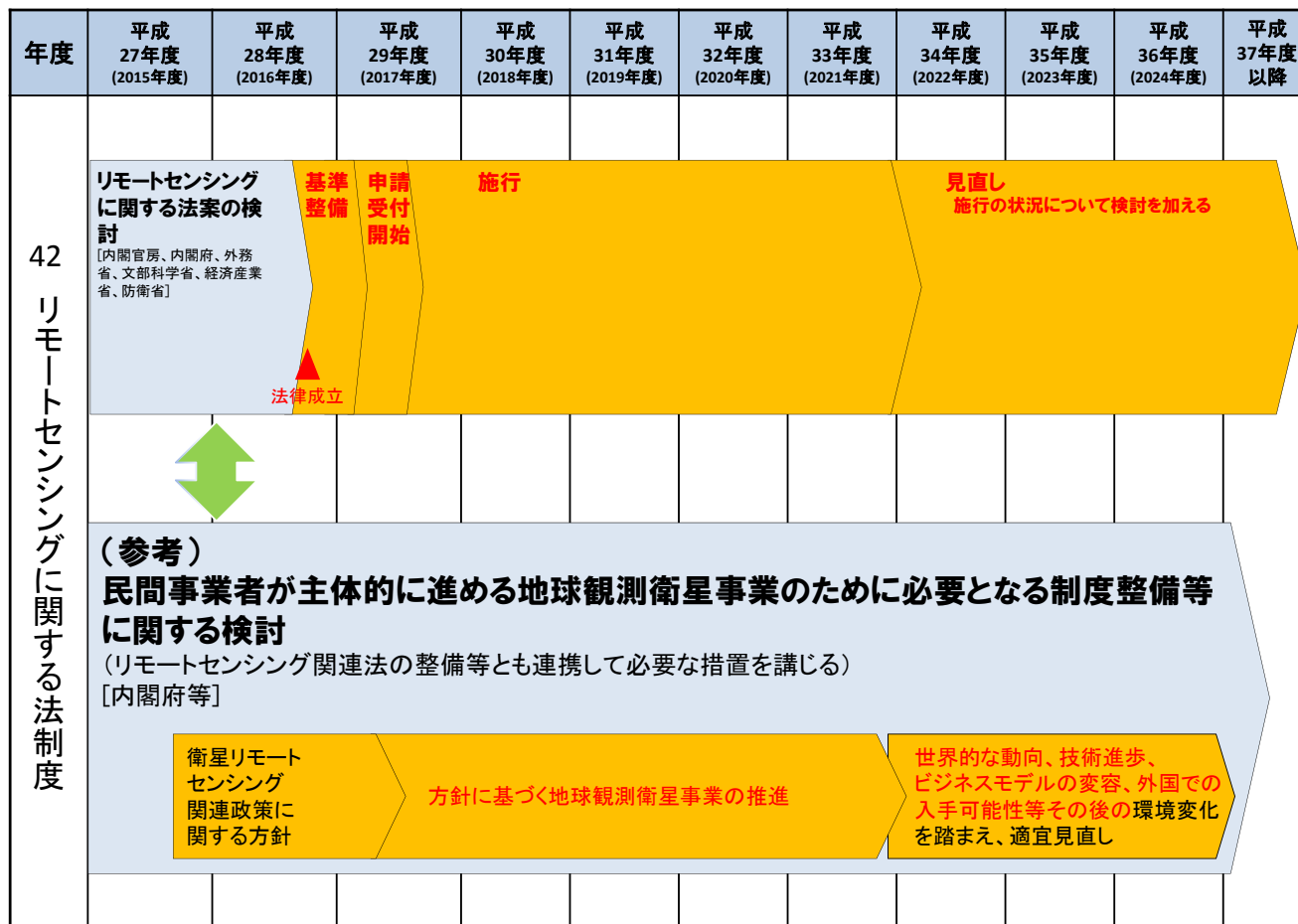
平成28年度末までの達成状況・実績

- 宇宙活動法案(人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案)が国会に提出され、11月に成立した。
- 宇宙機器・利用産業の将来動向や政府の関与の在り方に関する基本的視点(宇宙産業ビジョン)の検討に当たっての視点を平成28年6月に取りまとめた。年末までに宇宙産業ビジョンの中間整理を行った。

平成29年度以降の取組

- 法律成立を踏まえ、2年以内の施行を目指し、政省令等の整備を行う。
- 法施行後5年を経過した段階で、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。
- 宇宙産業の振興を図るため、宇宙産業ビジョンを平成29年春頃を目途に取りまとめるとともに、宇宙産業ビジョンに示された施策の具体化を検討し、着実な実施を図る。

4. (2)③ iv) 法制度整備等



42 リモートセンシングに関する法制度

成果目標

【基盤】(安保・民生) 平成28年の通常国会への提出を目指し、諸外国の動向を踏まえつつ、リモートセンシング衛星を活用した民間事業者の事業を推進するために必要となる法案を作成する。

なお、法案の検討に際しては、我が国の安全保障上の利益とリモートセンシング衛星の利用・市場の拡大についてのバランスに留意する。

平成28年度末までの達成状況・実績

■リモートセンシング法案(衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案)が国会に提出され、11月に成立した。

平成29年度以降の取組

■法律成立を踏まえ、1年以内の施行を目指し、政省令等の整備を行う。

■法施行後5年を経過した段階で、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

■平成29年度前半に、衛星リモートセンシング関連政策に関する方針(規制と振興に関する方針)を取りまとめる。また、世界的な動向、技術進歩、ビジネスモデルの変容、外国での入手可能性等その後の環境変化を踏まえ、適宜見直しを行う。

4. (2)③ iv) 法制度等整備

年度	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)	平成 36年度 (2024年度)	平成 37年度 以降
43 測位衛星の信号への妨害対応策	測位衛星の信号に係る調査・検討 [内閣府、総務省、外務省、経済産業省、国土交通省] 必要な措置の実施 [内閣府、総務省、外務省、経済産業省、国土交通省]										

43 測位衛星の信号への妨害対応策

成果目標

【基盤】(安保) 米GPS等の諸外国の測位衛星における妨害対策の動向を十分に踏まえた対応策等を検討し、必要な措置を講じる。

平成28年度末までの達成状況・実績

- 測位衛星信号への妨害に関する実態、現行法制度面での措置状況、妨害へのリスクとその対策に関する調査に着手した。
- 当該調査結果を踏まえつつ、引き続き対応策等を検討する。

平成29年度以降の取組

- 平成28年度における検討結果を踏まえつつ、必要に応じた措置を検討・実施していく。

4. (2)③iv) 調達制度の在り方の検討

年度	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)	平成 36年度 (2024年度)	平成 37年度 以降
44 調達制度の在り方の検討	衛星製造等の費用 低減に合理的に取り 組めるような調達 制度の在り方につ いての検討 [内閣府等]		宇宙産 業ビジ ョンと も連 携した 検討 [内閣府 等]	必要な措置の実施 [内閣府等]							
			★ 中間的な取りまとめ								
			↑ ↓								
				宇宙産業ビジョンの検討との連携							
			(参考)宇宙産業ビジョン [内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省等] 中間整理 取りまとめ 施策の具体化、個別施策への反映、実施								

44 調達制度の在り方の検討

成果目標

【基盤】 民間事業者が健全な事業性を維持しながらも、衛星製造等の費用低減に合理的に取り組めるような調達制度の在り方について、諸外国の動向も踏まえつつ、検討する。

平成28年度末までの達成状況・実績

■ 産業側や調達側等、それぞれの立場からの考え方、諸外国における調達制度に関する動向、宇宙分野におけるイノベーション創出等に与える効果等について調査・検討を行い、平成28年度を目途に中間的な取りまとめを行う。

平成29年度以降の取組

■ 平成29年度は、平成28年度に行った調査・検討および宇宙産業ビジョンを踏まえ、民間事業者が健全な事業性を維持しながらも、衛星製造等の費用低減に合理的に取り組めるような調達制度の在り方について、見直し事項等の検討を行う。

4. (2)④ i) 宇宙空間における法の支配の実現・強化

年度	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)	平成 36年度 (2024年度)	平成 37年度 以降
45 宇宙空間における法の支配の実現・強化	宇宙活動に関する国際行動規範(ICOC)や「宇宙活動の長期的持続性に関するガイドライン」等の作成に向けた取組の推進 各種協議への積極的参加、アウトリーチ等[外務省] ★ 「ガイドライン」一部合意										
	国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)を始めとした国際会議等への積極的参加を通じたルール作りへの関与 [内閣府、外務省、文部科学省等] -関連委員会への出席、国連宇宙部との連携 -宇宙関連のシンポジウムやセミナー等への専門家派遣 ★ UNISPACE+50										
	二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りの積極的推進 [外務省、文部科学省] -ARF等の地域協力の枠組み、二国間・多国間の政策対話の活用 -我が国による招へいを含む海外からの関係者来日の機会を活用										

45 宇宙空間における法の支配の実現・強化

成果目標

【基盤・安保】 取組を通じ、宇宙空間における法の支配の実現および強化に向けて、宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。

平成28年度末までの達成状況・実績

- 平成28年4月のG7広島外相会合において、議長国として、衛星破壊能力開発への懸念や宇宙活動に関する行動規範の強化等に関する内容を含む共同コミュニケを取りまとめた。
- 平成28年6月のCOPUOS本委員会において、「宇宙活動の長期的持続可能性に関するガイドライン」の一部について、国際的な合意形成に貢献した。

平成29年度以降の取組

- 引き続きCOPUOS等における国際的な議論に参加し、ICOCや「宇宙活動の長期的持続性に関するガイドライン」を含む国際社会におけるルール作りに貢献する。また、国連において平成30年度に開催される「UNISPACE+50」に向けて、我が国としても適切に準備を進める。
- 民生・安全保障両面を規律する規範の形成を目指し、宇宙に関する二国間・多国間の対話・協議等の国際的な場を活用し、我が国と立場を同じくする国と緊密に連携するとともに、各国への働きかけを実施する。

4. (2)④ ii)国際宇宙協力の強化

年度	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)	平成 36年度 (2024年度)	平成 37年度 以降
46 諸外国との重層的な協力関係の構築	日米間における安保・民生の両分野における宇宙協力 [内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、環境省、防衛省等]										
	日米、日仏、日EU等の政府間協議の定期的な実施 [内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、環境省、防衛省等]										
	諸外国との政府間、政府機関間協議・対話の実施及び推進 [内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、防衛省等]										
	国際宇宙探査フォーラム の準備協議、本会合主催 [内閣府、外務省、文部科学省]			国際的な宇宙探査の連携強化 [内閣府、外務省、文部科学省]							
	次期計画策定「GEO戦略計画(2016～2025)」の推進 [内閣府、文部科学省、環境省等] 第15回本会合に向けた準備[文部科学省]★第15回本会合										
	二国間協力・多国間協力に関する多様な支援策の効率的・効果的な活用を検討及び協力の推進 [内閣府、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省等] 「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」に基づく協力推進										
	立ち上げ										
(参考) 宇宙システム海外展開タスクフォースの運営 [内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省等] 官民枠組の検討 検討結果の具体化 新たな官民共同枠組みを通じた協力の推進											

46 諸外国との重層的な協力関係の構築

成果目標

【基盤】(安保・民生) 取組を通じて、日米宇宙協力を強化する。また、開発途上国等が直面する開発課題の解決並びに、国際的な地球観測網の構築及び、宇宙探査分野における連携強化に貢献し、諸外国との重層的な協力関係を構築する。

平成28年度末までの達成状況・実績

- 平成28年3月に第1回日仏包括的宇宙対話を開催、日仏間における民生・安全保障における協議の枠組みが構築された。また、日EU第2回宇宙政策対話、安全保障分野における日米宇宙協議、安全保障分野における日米豪宇宙協議等をそれぞれ実施し、引き続き具体的な協力を進めていくことで合意した。
- 宇宙システムの海外展開とも緊密に連携しつつ、UAE、トルコ、タイ、インドネシアとの間で民生・科学協力に関する政府間協議を実施するとともに、宇宙機関間協力等を推進した。
- 「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」を取りまとめ、宇宙技術を活用した国際協力の方向性を示す。

平成29年度以降の取組

- 平成29年度以降も、米、仏、EU等との対話を継続して行い、具体的な協力を推進し、引き続き、国際的な宇宙協力を強化していく。
- 平成29年度に日本で開催予定の第2回国際宇宙探査フォーラム(ISEF2)を通じ、宇宙探査分野における国際的な連携強化に貢献していく。
- 平成30年度の「地球観測に関する政府間会合(GEO)第15回本会合」の日本開催を通じて、「GEO戦略計画2016－2025」をはじめとした地球観測の取り組みを一層推進する。
- 「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」に基づき協力を推進する。

4. (2)④ ii)国際宇宙協力の強化

年度	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)	平成 36年度 (2024年度)	平成 37年度 以降
47 各種課題解決に向けた衛星等の共同開発・相乗り等	我が国が直面する各種課題解決に向けた諸外国との共同開発・共同利用の推進										
	共同開発・共同利用の検討 [内閣府、文部科学省、経済産業省等] 中東地域から我が国の近海に至るシーレーンに位置する国やアジア太平洋諸国を始めとした諸外国との間で、エネルギー、気候変動対策、災害等の各種課題を解決に資する人工衛星の共同開発(相乗り含む)及び人工衛星データの共同利用の推進										
	地球観測データの国際標準化・共同利用に向けた施策の検討・推進 [内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、環境省等]										
	防災協働対話・日本防災プラットフォーム等を通じた宇宙利用による防災の推進 [内閣府、国土交通省等]										
	(参考)「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」に基づく協力推進										
立ち上げ	(参考)宇宙システム海外展開タスクフォースの運営 [内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省等] 官民枠組の検討 検討結果の具体化 新たな官民共同枠組みを通じた協力の推進										

47 各種課題解決に向けた衛星等の共同開発・相乗り等

成果目標

【基盤】(安保・民生) 中東地域から我が国の近海に至るシーレーンに位置する国やアジア太平洋地域において、諸外国との間での協力の可能性を調査し、必要となる施策を講じることで、我が国が直面するエネルギー、気候変動、災害等の各種課題の解決に貢献するとともに、これらの国々との関係を強化する。

平成28年度末までの達成状況・実績

- 人工衛星等の共同開発及び共同利用等の可能性に関する調査を実施し、災害対策、環境分野等における共同開発・共同利用、及び官民のみならず国際的な基金との連携を踏まえた今後の協力の在り方について整理した。
- 「宇宙分野の開発途上国の能力構築支援の基本方針」を取りまとめ、ソフト、ハード両面から各種課題に向けた宇宙技術を活用した協力の方向性を示した。
- 気候変動対策に貢献する気候・気象観測技術の高度化、既存の共同開発衛星・共同利用事業、二酸化炭素観測データの標準化・共同利用等に関する日米協力等を推進した。

平成29年度以降の取組

- 平成28年度までの取組・検討を踏まえ、早期にその具体化を図るとともに「宇宙分野の開発途上国の能力構築支援の基本方針」に基づいた国際協力と連携し、アジア地域をはじめとした諸外国との共同開発・共同利用の具体的検討を進める。
- 関係府省と連携し、政府としてのデータ統合・解析システムの長期・安定的運用の確立とサービス提供の開始に向けて運用体制の在り方を検討し、データ統合・解析システムを着実に高度化していく。

4. (2)④ ii)国際宇宙協力の強化

年度	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)	平成 36年度 (2024年度)	平成 37年度 以降
48 産学官の参加による国際協力の推進	産学官の多様な主体による諸外国との科学技術協力・人材育成協力等の戦略的推進 [内閣府、外務省、文部科学省等]										
	超小型衛星の基盤技術研究開発や人材育成活動に係る国際協力・諸外国との連携推進[内閣府、文部科学省等]										
	国際的な宇宙利用推進、人材育成、科学技術協力等に関する取組への専門家・有識者派遣 [内閣府、文部科学省等]										
	(参考)「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」に基づく協力推進										
	(参考) 宇宙システム海外展開タスクフォースの運営 [内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省等] 官民枠組の検討 検討結果の具体化 新たな官民共同枠組みを通じた協力の推進										

48 産学官の参加による国際協力の推進

成果目標

【基盤】(安保・民生) 宇宙産業関連基盤の維持・強化及び価値を実現する科学技術基盤の維持・強化に向けて取組を深化させ、適切な取組については、個別の工程表に反映させていく。

平成28年度末までの達成状況・実績

■国連宇宙部とJAXAとの間での連携協力取決めにに基づき、国際宇宙ステーション(ISS)の日本実験棟「きぼう」からの超小型衛星放出機会提供に関する公募を実施した。

■宇宙システム海外展開タスクフォースと連携し、UAEとの間で産学官協力に関する各種取決めに交わし、人材育成協力を実施した。また、更なる協力の他国への横展開を推進した。

■G空間社会の推進とも連携し、産学官の協議体制を構築し、具体的な国際協力案件への対応を推進した。タイにおいても産学官連携による実証試験を展開した。

平成29年度以降の取組

■宇宙システム海外展開タスクフォースと連携し、さらに「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」に基づき、人材育成や地球規模課題対応等の具体的な国際協力を推進する。また、宇宙産業ビジョン等を踏まえ、産学官連携による具体的な事業推進を図る。

■ISS「きぼう」を活用した産学官国際協力を推進する。

4. (2)④ ii)国際宇宙協力の強化

年度	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)	平成 36年度 (2024年度)	平成 37年度 以降
49 アジア太平洋地域における宇宙協力の推進	アジア太平洋地域協力										
	アジア・太平洋地域宇宙機関会議の機能強化 政治レベル会合・政府間協力の検討、テーマ別ワーキンググループの推進等 [外務省、文部科学省等]										
	準天頂衛星アジア太平洋ラウンドテーブルの実施 [内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等]										
	アジア太平洋地域における電子基準点網の構築支援 [内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省等]										
	(参考)「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」に基づく協力推進										
	日ASEAN協力の推進 [内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、防衛省等]										
	ASEANにおける宇宙分野及び防災分野における既存の取組を踏まえた宇宙協力の推進 [内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省等]										
	宇宙技術を活用したASEAN地域防災能力の強化に向けた工程表の策定支援及び フォローアップ、協力の推進 [内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省等]										
	立ち上げ										
	(参考)宇宙システム海外展開タスクフォースの運営 [内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省等]										
	官民枠組の検討 検討結果の具体化 新たな官民共同枠組みを通じた協力の推進										

49 アジア太平洋地域における宇宙協力の推進

成果目標

【基盤】(安保・民生) アジア太平洋地域における宇宙協力の枠組を一層強化するとともに、ASEAN地域の発展に貢献し、日ASEAN関係の強化を図る。

平成28年度末までの達成状況・実績

- 平成28年11月にフィリピン(マニラ)で開催された第23回APRSAF会合において、アジア太平洋地域における宇宙協力の枠組の一層の強化を図った。また、同時に多国間GNSSアジア会合(MGA)の機会を活用した多国間・二国間の政府間協議を開催し、宇宙協力を推進した。
- 平成28年11月に東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)と連携し、ASEANにおける宇宙技術を活用した防災能力強化研究の一環として、ASEAN地域における宇宙システム・データの共同利用・共同開発の推進に向けた協議を開催、日ASEANの連結性強化に向けた事業の在り方を確認した。
- 今後のASEAN協力のパイロットプロジェクト推進に向け、インドネシアにおいて宇宙技術を活用した海洋資源環境協力の検討グループを設置し、検討を実施した。また、タイにおける電子基準点網・衛星測位協力の実証試験を行うとともに、WGを開催した。

平成29年度以降の取組

- 引き続き、APRSAF、ERIA等との連携によるアジア太平洋地域における具体的な宇宙協力の推進をはかる。
- 上記のタイ、インドネシアをはじめとしたASEAN協力のパイロットプロジェクトを着実に推進するとともに、ERIAやアジア開発銀行(ADB)との連携により、横展開を図り、宇宙を活用した日ASEANの連結性強化、国土強靱化推進、経済分野協力を引き続き推進する。

4. (2)④ iii)「宇宙システム海外展開タスクフォース(仮称)」の立ち上げ

年度	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)	平成 36年度 (2024年度)	平成 37年度 以降
50 宇宙システム海外展開タスクフォース	立ち上げ 宇宙システム海外展開タスクフォースの運営 ◎官民一体となって海外商業宇宙市場の開拓に取り組む ◎作業部会の活動を通じた案件形成に取り組む ◎経協インフラ戦略会議との連携 [内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省等] 官民枠組の検討 検討結果の具体化 新たな官民共同枠組みを通じた協力の推進										
	(参考)情報共有体制の構築 (参考)必要な施策の実施 [内閣府、外務省、文部科学省等] (参考)「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」に基づく協力推進										
	(参考)スペースニューエコノミー創造ネットワーク(S-NET)による新事業・新サービス創出の推進 [内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、文部科学省等]										
	(参考)宇宙産業ビジョン [内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省等] 中間整理 取りまとめ 施策の具体化、個別施策への反映、実施										

50 宇宙システム海外展開タスクフォース

成果目標

【基盤】宇宙分野における政府及び民間関係者で構成する「宇宙システム海外展開タスクフォース(仮称)」を平成27年度前半に立ち上げ、我が国の強み、相手国のニーズ・国情、総合的パッケージなどの観点から戦略的に具体的な海外展開方策を検討し、官民一体となった商業宇宙市場の開拓に取り組む。

平成28年度末までの達成状況・実績

■「宇宙システム海外展開タスクフォース」において、上級会合2回及び推進会合3回を開催し、課題別・地域別の12の作業部会における取組を実施した。UAE、トルコ、タイ、ブラジル、マレーシア、カタール、ASEANと協議を開催、協力に係る協議等を行った。その結果として、トルコ、UAE、インドネシアやタイ等との戦略的案件的形成を進展させた。

■これまでの取組を通じ、宇宙政策委員会が平成28年6月に取りまとめた「宇宙システム海外展開タスクフォースの今後の展開について」を受け、多様な資金を活用した新たな官民共同枠組みの在り方について具体的な検討を進める。また、「宇宙分野の開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」を取りまとめ、国際協力と連携した官民一体となった海外展開の方向性を示す。

平成29年度以降の取組

■「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」を踏まえ、国際協力と連携して海外展開を推進する。また、官民の新たな体制の枠組み等の新たな取組の検討を踏まえ、早期にその具体化を図る。さらに、今後取りまとめられる宇宙産業ビジョンの内容も踏まえ、官民一体となった商業宇宙市場の開拓に取り組む。

(その他)宇宙政策の目標達成に向けたその他の取組

[illegible]

51 宇宙安全保障の確保に向けたその他の取組

成果目標

【安保】宇宙空間の安定的利用の確保、宇宙を活用した我が国の安全保障能力の強化、及び宇宙協力を通じた日米同盟等の強化に向けて取組を深化させ、適切な取組については、個別の工程表に反映させていく。

平成28年度末までの達成状況・実績

■衛星画像情報に関する政府間端末の運用、衛星画像判読分析支援、商用画像衛星・気象衛星情報の利用などの取組を実施する。

平成29年度以降の取組

■衛星画像情報に関する政府間端末の運用、衛星画像判読分析支援、商用画像衛星・気象衛星情報の利用などの取組を継続する。

(その他)宇宙政策の目標達成に向けたその他の取組

年度	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)	平成 36年度 (2024年度)	平成 37年度 以降
52 民生分野における宇宙利用の推進に向けたその他の取組	民生分野に係る衛星リモートセンシングデータの利活用等 [内閣府、警察庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等]										
	民生分野に係る衛星通信・衛星放送の利活用等 [内閣府、警察庁、総務省、文部科学省等]										

52 民生分野における宇宙利用の推進に向けたその他の取組

成果目標

【民生】 宇宙を活用した地球規模課題の解決と安全・安心で豊かな社会の実現及び関連する新産業の創出に向けて取組を深化させ、適切な取組については、個別の工程表に反映させていく。

平成28年度末までの達成状況・実績

■我が国が保有する通信衛星、リモートセンシング衛星等の各種の宇宙システムを活用したブロードバンド通信の実現や、赤潮発生等の海洋環境状況の把握、**地震・火山活動の把握、地図情報の整備**等の取組を実施した。

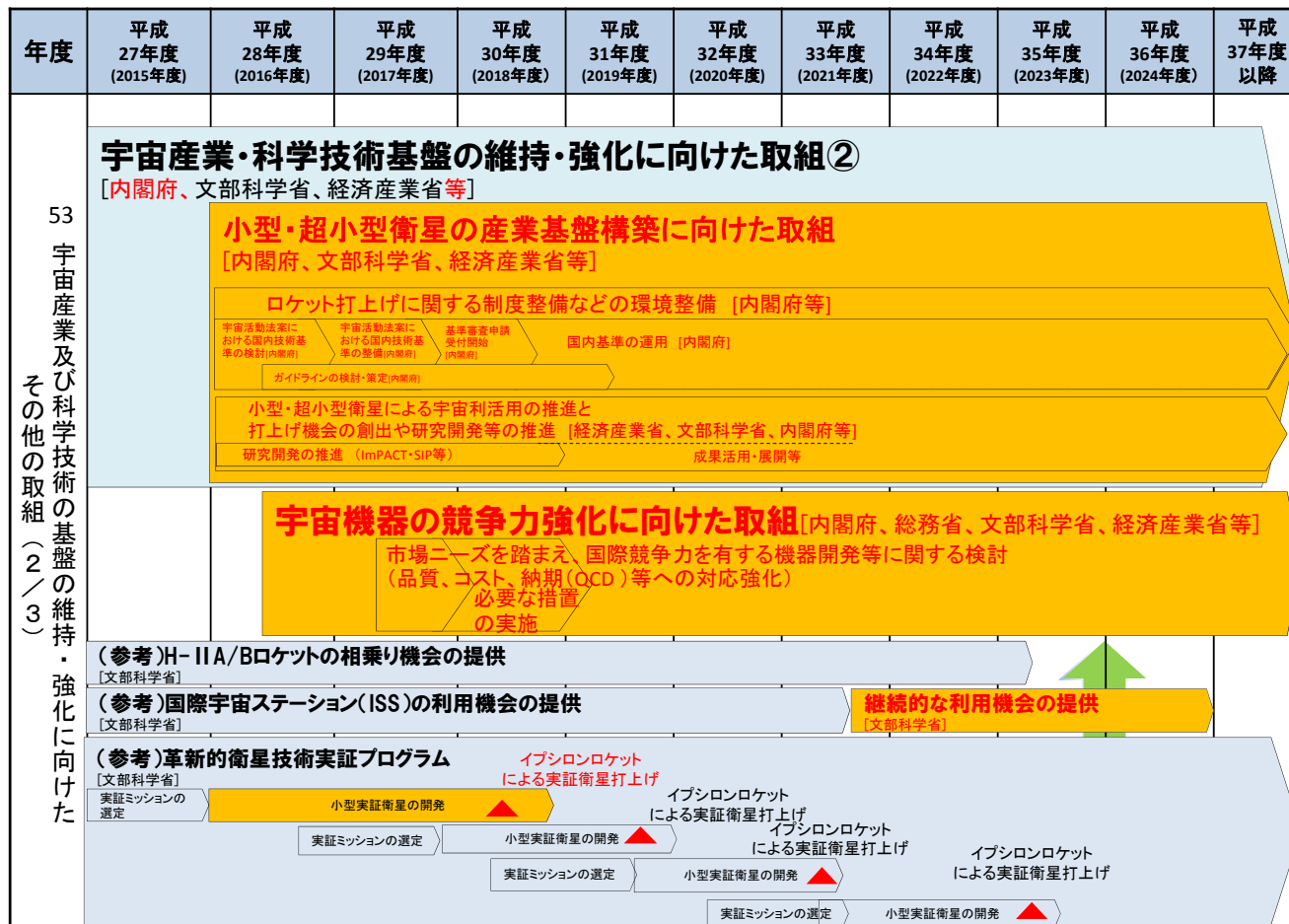
平成29年度以降の取組

■引き続き、我が国が保有する通信衛星やリモートセンシング衛星等を活用し、地球規模課題の解決や、安全・安心で豊かな社会の実現を目指す。

(その他)宇宙政策の目標達成に向けたその他の取組



(その他)宇宙政策の目標達成に向けたその他の取組



(その他)宇宙政策の目標達成に向けたその他の取組

年度	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)	平成 36年度 (2024年度)	平成 37年度 以降
53 宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化に向けた その他の取組(3/3)	(参考)宇宙活動法案の検討 [内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省] 国会提出 基準整備 申請受付開始 施行 見直し 施行の状況について検討を加える										
	(参考)宇宙産業ビジョン [内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省等] 中間整理 取りまとめ 施策の具体化、個別施策への反映、実施										

53 宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化に向けたその他の取組

成果目標

【基盤】宇宙産業関連基盤の維持・強化及び価値を実現する科学技術基盤の維持・強化に向けて取組を深化させ、適切な取組については、個別の工程表に反映させるとともに、共通の目的と方向性を明確にすることによって、官民での連携した取組を推進する。

- ・スペースデブリ対策を推進することにより、宇宙空間の安定的な利用を支えるとともに、我が国の技術基盤の強化を図り、あわせて国際的なルール作りの議論に貢献する。
- ・小型・超小型衛星について、ロケット打上げに関する制度整備などの環境整備を行うとともに、研究開発の推進、打上げ機会の創出等に取り組むことで小型・超小型衛星による宇宙利活用を推進する。

平成28年度末までの達成状況・実績

■宇宙産業・科学技術の基盤に資する基盤施設設備の整備・運営、情報システム関連プロジェクト支援、信頼性向上プログラム、スペースデブリ対策や小型・超小型衛星のための国内基準検討や射場の在り方に関する検討、国際調整及び研究開発等の取組を実施した。

平成29年度以降の取組

- 引き続き、基盤施設設備の整備・運営、情報システム関連プロジェクト支援、信頼性向上プログラム等に取り組む、宇宙産業関連基盤及び価値を実現する科学技術基盤の維持・強化を目指す。
- 宇宙活動法の平成30年度の施行の可能性を見据え、国内技術基準の整備やガイドラインの整備等の対応を行うとともに、国内外の研究開発動向を踏まえて研究開発等の取組を推進する。
- 宇宙産業ビジョンを踏まえ、品質、コスト、納期等の市場ニーズを重視し、国際競争力を強化する宇宙機器開発等の強化のための検討を行うとともに、その実施を図る。

1. 支援の意義

- (1) 我が国の安全保障環境の向上（宇宙空間の持続的かつ安定的な利用に向けた国際的な連携の強化，「法の支配」の実現・強化等）
- (2) 国際的な開発課題の解決（人工衛星を活用した気候変動観測等，「持続可能な開発のための2030アジェンダ」への貢献）
- (3) 各国との科学技術協力の強化・商業宇宙市場の開拓（科学技術協力，我が国の先端技術の利活用促進を通じた国内外の需要の喚起等）

2. 支援の在り方

ソフト面の支援

- (1) 人材育成の強化
⇒ 宇宙政策・宇宙法や宇宙関連技術に精通した人材を産学官連携の下，養成・増加させることを通じ，宇宙空間における「法の支配」の実現・強化，商業宇宙市場の開拓を担う人材の裾野の拡大，宇宙分野の研究基盤の強化等に貢献。
- (2) 衛星データ及び先端宇宙技術の活用
⇒ 衛星データ等を活用し，水資源管理，違法漁業対策，海洋状況把握(MDA)，防災・減災，持続可能な農林水産業等の課題解決に引き続き貢献。また，国際宇宙ステーション・「きぼう」日本実験棟等の利活用機会の提供等を通じ，開発途上国の科学技術基盤の強化にも貢献。

ハード面の支援

- (1) 海上交通の安全確保や海洋資源の適切な管理に資する関連機材等の供与
⇒ 衛星データ受信基地局等を含む関連機材等の供与を通じ，開発途上国に必要な海上交通の安全確保や海洋資源の適切な管理を促進。
- (2) 宇宙分野に関連する新産業の創出に向けた関連機材等の供与
⇒ 衛星の利活用促進等に必要となる関連機材及びサービス等の供与により，開発途上国の宇宙分野での能力構築を進めると同時に新産業の創出を目指し，商業宇宙市場開拓にも貢献。

3. 支援の際の留意点

- 我が国リソースには限りがあるため，官民一体となったオールジャパンの態勢で戦略的・効率的に取り組むことが必要。その上で民間投資を促す仕組みづくり、また、国際的なファンド等との連携を図ることも重要。
- 宇宙技術の開発は，社会課題を解決するための重要な手段の一つであるとの認識の下，開発された技術の活用及び関連技術の更なる開発の促進による好循環（利用ニーズと技術シーズの有機的なサイクル）へとつなげ，我が国の科学技術基盤の強化に貢献することが重要。
- 協力を進める際には軍事利用の可能性，機微技術の不拡散上の考慮，情報保護についても併せて慎重に検討を行う必要がある。
- 米国を始めとする宇宙先進国との対話・協議の活用，様々な機関との相互補完的な連携の積極的推進，多国間会議等の活用なども重要。

宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援

(基本方針)

平成28年12月
内閣府
総務省
外務省
文部科学省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省
防衛省

1 基本認識

(1) 宇宙分野における能力構築支援について、国家安全保障戦略(平成25年12月17日閣議決定)は、「海洋、宇宙空間及びサイバー空間における法の支配の実現・強化について、関心を共有する国々との政策協議を進めつつ、国際規範形成や、各国間の信頼醸成措置に向けた動きに積極的に関与する。また、開発途上国の能力構築に一層寄与する。」と定めている。また、開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)は、開発協力の重点課題である「平和で安全な社会の実現」のための施策の一つとして、宇宙空間に関わる開発途上国の能力強化を挙げている。加えて、宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定)は「宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化」について、「i) 宇宙空間における法の支配の実現・強化, ii) 国際宇宙協力の強化, 及びiii) 『宇宙システム海外展開タスクフォース(仮称)』の立ち上げ」を挙げており、特に「ii) 国際宇宙協力の強化」において、「政府開発援助(ODA: Official Development Assistance)やその他の公的資金(OOF: Other Official Flows)を始めとした多様な支援策を総合的に活用する。」としている。

(2) 宇宙空間における能力構築支援は、我が国にとり次のような意義を有する。

① 我が国の安全保障環境の改善

近年の宇宙利用国の増加に伴う宇宙空間の混雑化や宇宙ゴミ(スペースデブリ)の増加など、持続的かつ安定的な宇宙空間の利用を妨げるリスクが存在する中、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を図ることは、国民生活や経済

にとって必要不可欠であるのみならず、国家安全保障の観点からも重要である。そのためには、我が国自身の取組に加え、我が国が進んだ知見や技術を有する分野において、関心を有する開発途上国の能力構築支援を進めることで、当該国の宇宙分野の能力を我が国の取組とも整合的な形で向上させるとともに、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用に関する意識を高め、国際的な連携を強化していくことが重要である。このことは宇宙空間における「法の支配」の実現・強化、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用につながり、ひいては我が国の安全保障環境の改善に資するものである。

②国際的な開発課題の解決

地球を周回する人工衛星等から成る宇宙システムは、国境を越える「広域性」、多数に情報発信できる「同報性」、地上の状況に左右されずに機能し続ける「耐災害性」等を有している。このような特性から、宇宙技術の幅広い活用は、国際社会と共に我が国が地球規模課題に取り組む上で重要な役割を果たすことが期待されるものである。例えば、我が国が強みを有する衛星データの利活用等は、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にも含まれる、気候変動、地球環境の悪化、食料安全保障、自然災害等の地球規模課題の解決に貢献し、ひいては開発途上国等における経済成長にも資するものである。

③各国との科学技術協力の強化及び商業宇宙市場の開拓

我が国はこれまで宇宙分野における科学技術の振興に精力的に取り組み、人類の知的資産の創出等に大きく貢献してきた。その一方で、我が国の宇宙産業の生産・技術基盤の維持・発展を図る上では、内外の需要を喚起し、採算性を不断に改善していくことが重要である。そのため、我が国にとり、各国との科学技術協力を進めつつ、宇宙分野の研究成果の利用ニーズと技術シーズの有機的サイクルを形成していくとともに、国外の需要も含む新たな商業宇宙市場を開拓していくことが不可欠である。我が国の先端的技術の利活用促進を通じた宇宙分野での開発途上国への能力構築支援は、こうした課題の解決にも資するものである。

2 支援の在り方

- (1) 宇宙分野における能力構築支援は、ソフト面の支援として、①人材育成の強化、②衛星データ及び先端的宇宙技術の活用に加え、ハード面の支援として、③海上交通の安全確保や海洋資源の適切な管理に資する関連機材等の供与や、④電子

基準点網や衛星システム等の整備といった宇宙分野に関連する新産業の創出に向けた関連機材等の供与などを組み合わせ、我が国の強みを活かした形で行う必要がある。それぞれの支援の在り方は、次のとおり。

①産学官連携による戦略的な人材育成の強化

これまで我が国の民間企業、高等教育機関、政府機関が個別に行ってきた開発途上国における宇宙関連人材の育成を一層連携させ、宇宙政策・宇宙法や宇宙関連技術に精通した人材を養成・増加させることを通じて、宇宙空間における「法の支配」の実現・強化、開発途上国における宇宙技術を活用した課題解決能力や宇宙空間の安定的利用に資する宇宙分野の幅広い能力の向上、商業宇宙市場の開拓を担う人材の裾野の拡大、宇宙分野の研究基盤の強化等に貢献する。

②我が国が保有する衛星データ及び先端宇宙技術の活用

開発途上国の現場のニーズをくみ取り、既存の技術とのマッチングを図りながら、我が国が保有する衛星データや先端宇宙技術を活用することにより、水資源管理、違法漁業対策、海洋状況把握（MDA：Maritime Domain Awareness）、防災・減災、持続可能な農林水産業等、開発途上国の持続可能な成長や地球規模課題の解決に引き続き貢献する。また、国際宇宙ステーション・「きぼう」日本実験棟等の宇宙関連施設の利活用機会の提供等を通じ、開発途上国の科学技術基盤の強化にも貢献する。

③海上交通の安全確保や海洋資源の適切な管理に資する関連機材等の供与

衛星データ受信基地局等の地上インフラを含む関連機材等を開発途上国に供与することにより、MDAの強化も念頭に置きつつ、開発途上国に必要な海上交通の安全確保や海洋資源の適切な管理を促進する。これは、我が国及び周辺国の海上安全の確保に寄与するとともに、商業宇宙市場開拓にも貢献する。なお、こうした取組については、他の関連機材（例えば、地上レーダーや船舶、航空機など）に関する支援との連携に配慮する。

④宇宙分野に関連する新産業の創出に向けた関連機材等の供与

準天頂衛星による測位信号の利活用促進、電子基準点等のインフラ整備、衛星システム・コンステレーション及びデータ利用プラットフォーム構築等に必要な関連機材及びサービス等の供与により、開発途上国の宇宙分野での能力構築を進めると同時に新産業の創出を目指し、国外の需要を喚起することで、商業宇宙市場開拓にも貢献する。

3 支援の際の留意点

- (1)能力構築支援の実施に必要な我が国のリソースには限りがあるため、当該支援の我が国にとっての意義を十分に勘案した上で、官民一体となったオールジャパンの態勢で戦略的・効率的に取り組み、支援の効果を極大化することが必要である。その上で、公的資金のみならず、民間投資を促す仕組みづくりや、国際的なファンド等との連携を図ることも重要である。
- (2)宇宙技術の開発は、社会課題を解決するための重要な手段の一つである。そのような認識の下、研究開発過程で開発・実証された技術を利用につなげるためには、広範な地域や分野のユーザーに利用機会を積極的に提供し、その意見を適切にくみ取ること等により、開発された技術の活用及び関連技術の更なる開発の促進による好循環(利用ニーズと技術シーズの有機的サイクル)へとつなげ、我が国の科学技術基盤の強化に貢献することが重要である。
- (3)宇宙分野で開発・活用される技術は、軍事転用可能な技術も多いことから、関連機材等の供与や技術協力を進める際には、軍事利用の可能性、機微技術の不拡散上の考慮、及び情報保全についても併せて慎重に検討を行う必要がある。
- (4)米国を始めとする宇宙先進国の政府及び宇宙機関との宇宙対話・協議の活用や、世界銀行を始めとする様々な機関との相互補完的な連携についても積極的に推進していくことが重要である。また、国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS:Committee on the Peaceful Uses of Outer Space)を始めとする多国間会議等の場も活用しつつ、国際的な連携を推進していくことが重要である。

以上を基本方針とし、関係府省庁等との間の緊密な連携の下、様々な政策手段を活用し、宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援を着実に実施していく。

(了)